

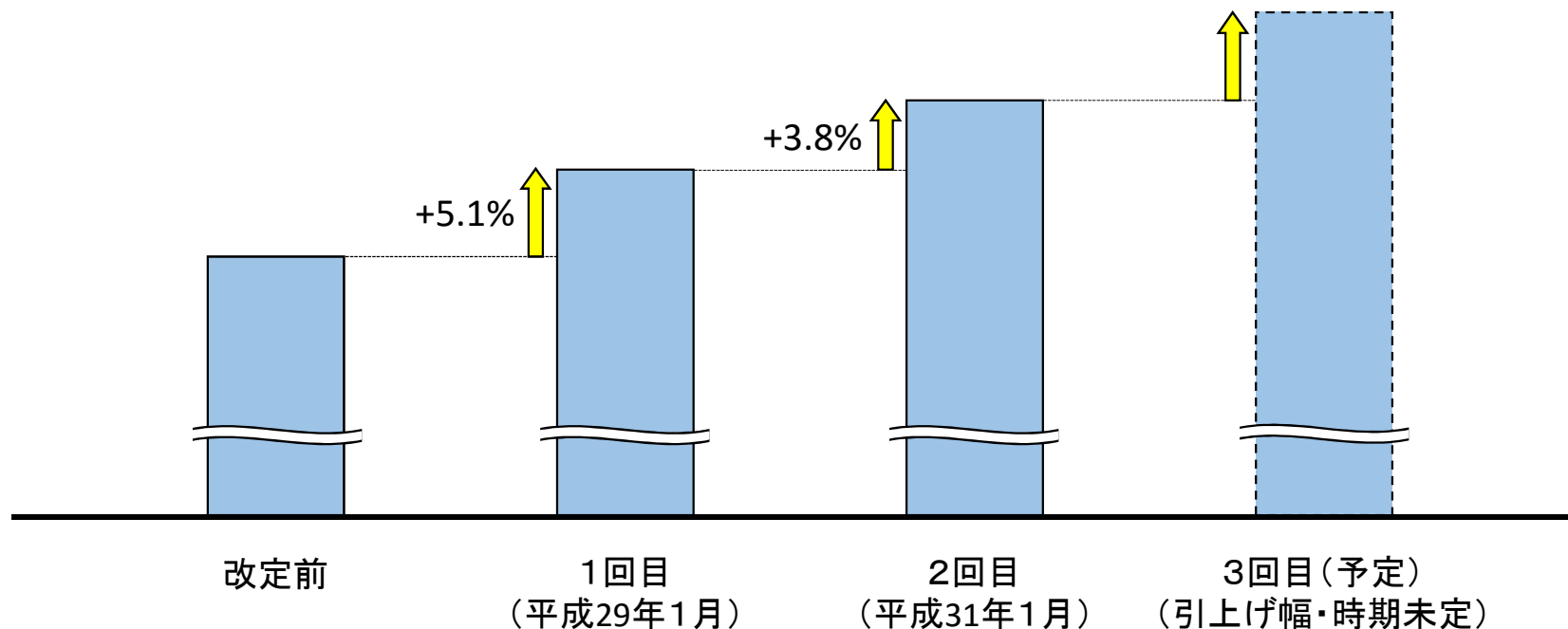
資料1

(これまでの取組)

平成31年4月5日(金)
財務省

地震保険料率の引上げ

- 地震保険料率については、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合の議論のとりまとめにおいて、震源モデルの更新等の影響により、**全国平均で19%の引上げが必要である旨が示された。(2回目改定時に14.2%に修正)**
- 同とりまとめにおいて、引上げに伴い保険契約者の負担感が高まることの懸念から「複数段階に分けて地震保険料率を引き上げることも考えられる」とされたことを踏まえ、平成29年1月より、3段階に分けて料率の引上げを行うこととした。
- **現在までに、2回の改定を実施**している。



※引上げ幅はいずれも全国平均値

損害査定区分の変更

- 損害査定区分については、フォローアップ会合の取りまとめにおいて、損害の実態に照らした保険金支払割合に近づける等の目的で、半損を「小半損」と「大半損」に分割し、3区分から4区分に細分化することが適当である旨が示された。
- それを踏まえ、政令を改正し、平成29年1月以降の契約から、3区分から4区分に損害査定区分を変更。

改定前

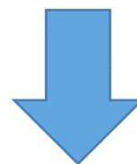
(平成28年12月以前始期の契約)

| 一部損 | 半損 | 全損 |
|-----|-----|------|
| 5% | 50% | 100% |

現行

(平成29年1月以降始期の契約)

| 一部損 | 小半損 | 大半損 | 全損 |
|-----|-----|-----|------|
| 5% | 30% | 60% | 100% |



損害査定方法の改善

- フォローアップ会合の取りまとめにおいて、損害保険業界に対して「自己申告方式の拡大」「モバイル端末による調査」「電話ヒアリングの活用」を要請。
- 同要請を受けて、
 - ・木造建物および家財の一部損および半損までの範囲まで **自己申告方式を拡大**
 - ・モバイル端末による調査を可能とする **地震アプリの普及・拡大に向けた対応を実施**し、実際に平成28年熊本地震以降発生した地震において活用。
 - ・電話ヒアリングの活用は、検討の結果、自己申告方式に統合する方向で調整中。

熊本地震における保険金支払状況



※ 日本損害保険協会調べ

フォローアップ会合以降に起きた大地震への保険金支払状況

平成31年3月末時点

単位:億円

| 地震名 | 全損 | 大半損 | 半損 | 小半損 | 一部損 | 合計 |
|-----------------------------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 平成28年熊本地震 (H28.4.14) | 720 | | 2,418 | | 720 | 3,859 |
| 大阪府北部を震源とする地震 (H30.6.18) | 12 | 19 | 181 | 159 | 698 | 1,071 |
| 平成30年北海道胆振東部地震 (H30.9.6) | 17 | 7 | 43 | 48 | 270 | 386 |

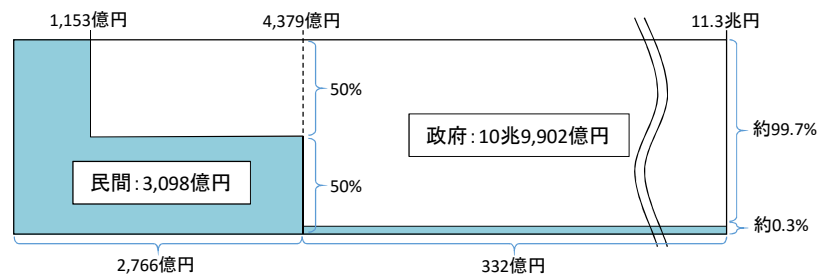
※1 単位未満切り捨て

※2 日本地震再保険(株)調べ

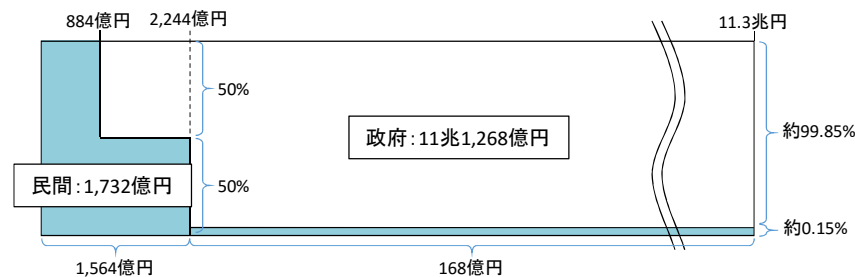
地震を踏まえた官民保険責任額(レイヤー)改定の推移

- 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」報告書において、「巨大地震発生後、民間準備金が枯渇した場合には、補正予算や政省令改正等によりレイヤーを改定し、民間保険責任を減額する必要がある」と指摘。
- 指摘を踏まえ、熊本地震が発生した後の平成28年度補正予算(第2号)及び大阪府北部を震源とする地震・北海道胆振東部地震が発生した後の平成30年度補正予算(第2号)において、それぞれ、**民間準備金残高の減少を踏まえたレイヤー改定を実施。**

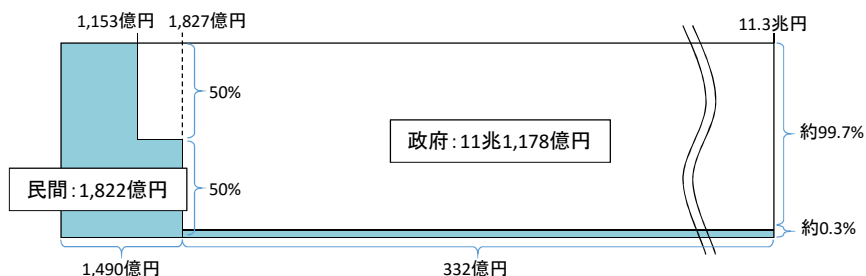
(平成28年度当初予算)・・・平成28年4月1日改定



(平成30年度当初予算)・・・平成29年4月1日からの改定なし



(平成28年度第二次補正予算)・・・平成28年10月19日改定



(平成30年度第二次補正予算)・・・平成31年2月14日改定

